

寄居町

建築各種申請べんり帳

1. 所管課等

1	建築確認※ ¹ 検査関係	寄居町 都市計画課	TEL	(代)048-581-2121
		〒369-1292	FAX	048-581-1173
		大里郡寄居町大字寄居1180-1	E-mail	toshikei@town.yorii.saitama.jp
		埼玉県熊谷建築安全センター	TEL	048-533-8776
		〒360-0841	FAX	048-533-1631
		熊谷市新堀500	E-mail	k338776@pref.saitama.lg.jp
2	開発許可※ ² 適合証明	寄居町 都市計画課	TEL	(代)048-581-2121
		〒369-1292	FAX	048-581-1173
		大里郡寄居町大字寄居1180-1	E-mail	toshikei@town.yorii.saitama.jp
		深谷市消防本部	TEL	048-571-0119
3	消防法	〒366-0029	FAX	
		深谷市上敷免858	E-mail	
		熊谷県土整備事務所	TEL	048-533-8778
4	道路 河川	〒360-0841	FAX	048-530-1270
		熊谷市新堀500	E-mail	
		寄居町 建設課	TEL	(代)048-581-2121
		〒369-1292	FAX	048-581-1173
		大里郡寄居町大字寄居1180-1	E-mail	ks102g@town.yorii.saitama.jp

※1 町役場では、受付業務のみ

詳細については、埼玉県熊谷建築安全センターで対応（TEL 048-533-8775）

※2 町役場では、受付業務のみ

詳細については、埼玉県川越建築安全センター東松山駐在で対応（TEL 0493-22-4341）

2. 適用される各種条例等

1	建築基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県建築基準法施行条例 ・ 埼玉県建築基準法施行細則 ・ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）
2	都市計画法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例・施行規則 ・ 寄居町水と緑のまちづくり条例・施行規則
3	その他	

寄居町

3. 設計に用いる条件

1	垂直積雪量	33cm
		ただし、H12告示1455号第2の式（※）により算出した数値が30cmを超える場合は、当該数値 （※） 垂直積雪量（m）=0.0005 × 標高（m） + 0.28
2	地表面粗度区分	III
3	基準風速（Vo）	30m/秒
4	庁舎所在地の緯度経度	東経 139° 11' 35" 北緯 36° 07' 06" 標高 99.6m
5	日影規制の注意点	新築・増築を問わず、市街化調整区域に日影を生じさせる場合も、日影規制がかかります。 必ず周辺の市街化調整区域の容積率を確認してください。 都市計画図の購入及び閲覧：寄居町都市計画課

4. 区域の指定

1	建築基準法 法22条の指定区域	用途地域の定めのある地域						
2	建築基準法第49条に 基づく特別用途地区	根拠条例 寄居町 都市計画課 (代)048-581-2121/(直)048-581-1357 問い合わせ						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あり</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table>			区域	主な締結事項	あり	あり
区域	主な締結事項							
あり	あり							
3	建築基準法第57条の 5に基づく高層住居 誘導地区	問い合わせ 寄居町 都市計画課 ((代)048-581-2121)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>建蔽率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	建蔽率の最高限度	なし
種類	適用区域	建蔽率の最高限度						
なし	なし	なし						
4	建築基準法第58条に 基づく高度地区	問い合わせ 寄居町 都市計画課 ((代)048-581-2121)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>適用区域</th> <th>高さの最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>			種類	適用区域	高さの最高限度	なし
種類	適用区域	高さの最高限度						
なし	なし	なし						

寄居町

5	建築基準法第59条に基づく高度利用地区	<p>問い合わせ 寄居町 都市計画課 ((代)048-581-2121)</p> <table border="1" data-bbox="432 230 1390 495"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th colspan="2">容積率の最高限度/最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td colspan="2">なし</td> </tr> <tr> <th>建蔽率の最高限度</th> <th>敷地面積の最低限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th colspan="2">壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td colspan="2">なし</td> </tr> </tbody> </table>	地区	容積率の最高限度/最低限度		なし	なし		建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度	なし	なし	壁面の位置制限		なし	
地区	容積率の最高限度/最低限度															
なし	なし															
	建蔽率の最高限度	敷地面積の最低限度														
	なし	なし														
	壁面の位置制限															
	なし															
6	建築基準法第60条に基づく特定街区	<p>問い合わせ 寄居町 都市計画課 ((代)048-581-2121)</p> <table border="1" data-bbox="432 618 1390 882"> <thead> <tr> <th>街区</th> <th>容積率の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>高さの最高限度</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> <tr> <th>壁面の位置制限</th> </tr> <tr> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	街区	容積率の最高限度	なし	なし	高さの最高限度	なし	壁面の位置制限	なし						
街区	容積率の最高限度															
なし	なし															
	高さの最高限度															
	なし															
	壁面の位置制限															
	なし															
7	建築基準法第68条の2に基づく地区計画	<p>根拠条例 なし 問い合わせ 寄居町 都市計画課 ((代)048-581-2121)</p> <table border="1" data-bbox="432 1050 1390 1254"> <thead> <tr> <th>地区整備計画区域</th> <th>条例で定めている主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	地区整備計画区域	条例で定めている主な事項	なし	なし										
地区整備計画区域	条例で定めている主な事項															
なし	なし															
8	建築基準法第69条に基づく建築協定	<p>根拠条例 寄居町建築協定条例 問い合わせ 寄居町 都市計画課 (048-581-1357)</p> <table border="1" data-bbox="432 1424 1390 1512"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>主な締結事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>	区域	主な締結事項	なし	なし										
区域	主な締結事項															
なし	なし															
9	建築基準法第86条に基づく一団地認定	<table border="1" data-bbox="432 1565 1390 1738"> <thead> <tr> <th>地名地番</th> <th>団地名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寄居町大字三ヶ山368外</td> <td>資源循環工場</td> <td>産廃処理施設</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	地名地番	団地名	備考	寄居町大字三ヶ山368外	資源循環工場	産廃処理施設								
地名地番	団地名	備考														
寄居町大字三ヶ山368外	資源循環工場	産廃処理施設														
10	建築基準法施行令第80条の3に基づく特別警戒区域	<p>1.寄居町ハザードマップ 2.埼玉県河川砂防課ホームページ</p> <p>域指定の関係図書は、熊谷県土整備事務所及び寄居町自治防災課にて縦覧できます。</p>														
	都市計画法第58条の	<p>問い合わせ 寄居町 都市計画課 (048-581-1357)</p> <table border="1" data-bbox="432 2011 1390 2047"> <thead> <tr> <th>地区計画</th> <th>地区整備計画で定める主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	地区計画	地区整備計画で定める主な事項												
地区計画	地区整備計画で定める主な事項															

寄居町

11	2に基づく地区計画 (建築基準法第68条の2に基づくものを除く)	富田谷津工業地区	用途、敷地面積、壁面、形態・意匠、垣・柵の構造
		彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業地区	用途、敷地面積、壁面、形態・意匠、垣・柵の構造
12	景観法第81条に基づく景観協定区域	問い合わせ 寄居町 都市計画課 ((代)048-581-2121)	
		区域	主な締結事項
		なし	なし
13	都市計画区域編入時期	昭和 28年 9月 11日	都市計画図
14	省エネルギー基準地域区分	問い合わせ 熊谷建築安全センター 確認・安全担当 (048-533-8775)	
		市町村名	地域区分
		寄居町	5地域

5. 適合証明の要否

1	都市計画法施行規則第60条の規定に基づく適合証明必要	都市計画区域（非線引き区域）	開発区域の敷地面積 3,000㎡以上
---	----------------------------	----------------	--------------------

6. その他の届出等

届出等	対象		時期	提出先
1 高層建築物等の 防災計画	高さ31mを超える建築物 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物		確認申請の前まで	県建築安全課
	届出	床面積が300㎡以上の住宅	工事着工の21日前まで (※2)	熊谷建築安全センター
2 建築物省エネ法	適合性判定申請	床面積が300㎡以上の建築物(非住宅)	工事着手前(※1)	熊谷建築安全センター 又は 登録省エネ判定機関
	認定申請	誘導基準（容積率特例）認定又は基準適合（表示）認定を希望する場合	認定種別や特例の時期等により異なる	熊谷建築安全センター

寄居町

3	建築物環境配慮制度 (CASSBEE埼玉県)	床面積が2,000㎡以上の建築物	工事着工の21日前まで	熊谷建築安全センター
4	福祉のまちづくり条例	特定生活関連施設に該当する場合	工事着工の30日前まで	寄居町都市計画課 (経由のみ)
5	建設リサイクル法	解体工事で床面積が80㎡以上 新築・増築等で床面積500㎡以上ほか	工事着工の7日前まで	熊谷建築安全センター
6	長期優良住宅	認定を希望する場合	工事着工の前まで	熊谷建築安全センター
7	低炭素建築物新築等計画	認定を希望する場合	工事着工の前まで	県建築安全課
8	埼玉県景観条例	区域ごとに一定規模を超える建築物・工作物等	工事着工の30日前まで	寄居町都市計画課
9	埼玉県屋外広告物条例	屋外広告物を掲出する場合	工事着工の前まで	寄居町都市計画課
10	埼玉県中高層建築物の事業報告	区域ごとに一定規模を超える建築物等	確認申請の前まで	寄居町都市計画課 (経由のみ)
11	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	敷地面積1,000㎡以上	確認申請の前まで	北部環境管理事務所
12	小規模住戸形式集合住宅の建築に関する指導指針	床面積が25㎡未満の住戸又は住室を15以上有する建築物	建築事業報告書（中高層建築物）提出時 or 確認申請書提出時	寄居町都市計画課 (経由のみ)

※ 各種届出は、適用除外となる場合があります。詳しくは、提出先までお問合せください。

※1 適合性判定通知書の原本または写しを、建築確認申請書に添付する必要があります。

※2 民間審査機関による評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合するものに限る。）を提出する場合は、3日前まで。

※3 問合せ先： 寄居町都市計画課（TEL（代）048-581-2121）